

十日町市介護保険事業所等事故報告ガイドライン

1 趣旨

本ガイドラインは、十日町市（以下「市」という。）内の介護保険事業所およびその他高齢者施設等（以下「介護保険事業所等」という。）において発生する事故について、法令に基づき市へ報告するために必要な事項を定めるものであり、かつ事故発生情報の集約や有効活用により、可能な限り事故の再発を防止することを目的とする。

2 事故の定義

- (1) 「事故」とは、介護保険サービス等を提供する全過程において発生したものであり、介護保険事業所等の過誤、過失の有無を問わないものとする。
- (2) 介護保険サービス等の提供後に発生した事故は、施設敷地内外を問わず除く。ただし、施設・提供サービス等に関連したものと思われる場合は、含めるものとする。

3 対象施設等・介護保険サービス等および提出先

- (1) 以下のとおり、対象施設等及び介護保険サービス等を対象とし、事故報告書の提出先を定める。

対象施設等	対象介護保険サービス等（施設利用がないもの）	提出先
介護老人福祉施設（地域密着型含む）	訪問介護	市福祉課 介護保険係
軽費老人ホーム（ケアハウス含む）	訪問入浴介護（介護予防を含む）	
生活支援ハウス	訪問看護（介護予防を含む）	
介護老人保健施設	訪問リハビリテーション（介護予防を含む）	
介護療養型医療施設	居宅療養管理指導（介護予防を含む）	
介護医療院	福祉用具貸与（介護予防を含む）	
短期入所生活介護（介護予防を含む）	特定福祉用具販売（介護予防を含む）	
短期入所療養介護（介護予防を含む）	居宅介護支援	
通所介護（地域密着型含む）	介護予防支援	
認知症対応型通所介護（介護予防を含む）		
通所リハビリテーション（介護予防を含む）		
認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）		
小規模多機能型居宅介護（介護予含む）		
看護小規模多機能型居宅介護		

対象施設等	対象介護保険サービス等（施設利用がないもの）	提出先
有料老人ホーム		市福祉課
サービス付き高齢者向け住宅		介護保険係
養護老人ホーム		市福祉課 高齢者支援係
総合事業（通所型サービス） ※住民主体型サービスを除く	総合事業（訪問型サービス） ※住民主体型サービスを除く	市地域ケア推進課 地域包括支援係

- (2) 市内の上記（1）に定める対象施設等及び介護保険サービス等における事故のほか、市外に所在する介護保険事業所等であっても、介護保険法適用事業所等においては、被保険者の属する保険者が市である場合や、養護老人ホームにおいては、措置委託が市によるものである場合も含む。
- (3) 報告書の提出先は、上記（1）に定めた提出先とするが、事故にあった利用者が市外の保険者の被保険者である場合や、市外の措置委託である場合においては、上記（1）に加えて、その保険者や措置委託者へも報告する。

4 報告対象事故

報告対象事故は次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 死亡に至った事故
- (2) 入院または医療機関（施設の勤務医・配置医含む）への受診を要した事故
※ 施設・事業所職員及び第三者の負傷・死亡についても対象とすること
- (3) その他利用者に影響があると考えられる事故
※報告を要する目安は入所者の家族に説明を要するような事案である場合
 - (ア) 誤薬・与薬漏れ
 - ① 他者の薬を与薬した事案
 - ② 与薬の種類、容量又は時間を誤った、与薬を行わなかった（忘れた）事案
 - (イ) 行方不明
 - (ウ) 窃盗・横領、傷害事件、個人情報漏洩・紛失等

5 報告内容及び様式

「介護保険施設等における事故の報告様式等について」（令和3年3月19日付け 老高発 0319 第1号、老認発 0319 第1号 老老発 0319 第1号 高齢労働省老健局 高齢者支援課長、認知症対策・地域介護推進課長、老人保健課長 連名通知）及び新潟県福祉保健部高齢福祉保健課長通知「高齢者施設等における事故報告の取扱い

について（通知）」（令和3年4月12日付け高齢第66号）により示された別紙様式による。

同内容であれば、別様式も可とする。

6 事故情報の共有

市福祉課高齢者支援係及び地域ケア推進課地域包括支援係は、提出された報告書を、市福祉課介護保険係へ速やかに提供する。提供する期限は、報告書が提出された月の翌月5日とする。

7 報告時期及び提出方法

(1) 介護保険事業所等は、事故発生または発覚後、別紙報告様式の1～6の項目について可能な限り記載し、遅くとも5日以内を目安に第一報を報告する。

(2) 別紙報告様式の「7原因分析」、「8再発防止策」、「9職員の参画状況」については、事故後の反省を活かした対策とするために速やかにかつ十分な検討を行う必要があるため、上記（1）と同時に報告することが望ましい。

ただし、やむを得ない事情で原因分析や再発防止策の検討が事後になった場合は、可及的速やかに検討し、遅くとも10日以内を目安に報告する。

(3) 別紙報告様式の「10再発防止策の実践状況」については、2か月以内に提出する。（上記（1）と同時報告可。）

ただし、状況の変化等に応じて再発防止策等の対応方法に変更が生じることが見込まれる場合、対象者が入院して当面不在となり対策が講じられない場合、及び追加の報告を行う必要がある場合等については、報告が2か月後以降になることを可とする。

(4) 報告後、事故にあった利用者が死亡に至った場合など、利用者の状況に重大な変化があった場合は、速やかに電話連絡のうえ、追加の報告を行うこと。

(5) 次の事項に該当する事故が発生した場合は、介護保険事業所等は報告様式を提出する前に、速報として電話で第一報を行うこと。

(ア) 警察等外部機関が関与したもの（不自然死、自殺、行方不明等）

(イ) 報道機関に情報が伝わる可能性がある、または既に伝わっているもの

(ウ) 事故原因や介護保険事業所等の対応等に疑義があり、トラブルに発展する可能性があるもの等

(6) 報告書の提出方法は、個人情報保護の観点から書面提出を原則とし、郵送を可とする。

8 報告適用外

- (1) 感染症・食中毒が発生した場合の報告は、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年3月10日付け福第1866号県福祉保健部長通知）に基づき、所管の保健所等へ報告するものであるため、本ガイドラインの報告対象から除外する。
- (2) 災害が発生した場合の報告は、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について（通知）」（令和3年4月12日付け高齢第64号）のとおりとし、本ガイドラインの報告対象から除外する。

9 市における新潟県への情報提供

- (1) 市福祉課介護保険係は、対象施設等からの報告及び市福祉課高齢者支援係及び市地域ケア推進課地域包括支援係から提供された報告について毎月取りまとめ、新潟県南魚沼地域振興局高齢福祉保健課へ提出する。
- (2) その他介護保険サービスに係る報告については、新潟県南魚沼地域振興局高齢福祉保健課の求めに応じて情報を提供する。

10 事故報告の情報共有

- (1) 市は、同様の事故を防止する観点から、事故報告情報を有効活用し、再発防止対策に有用な情報として、市内の介護保険事業所等に情報共有を図る取り組みを行う。
- (2) 介護保険事業所等においては、共有された情報を広く現場職員間でも共有し、同様の事故の再発を防止し、介護サービス等の改善や質の向上等に資するよう活用する取り組みを行うよう努める。

11 根拠法令

介護保険法に基づく次の法令による。

- (1) 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備、運営に関する基準（平成11年3月31日 厚生省令第37号）」
- (2) 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日 厚生省令第39号）」
- (3) 「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年3月31日 厚生省令第40号）」
- (4) 「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日 厚生労働省令第35号）」
- (5) 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日 厚生省令第

38号)」

- (6) 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日 厚生労働省令第 34 号）」
- (7) 「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日 厚生労働省令第 36 号）」
- (8) 「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日 厚生労働省令第 37 号）」
- (9) 「新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成 27 年 3 月 31 日 新潟県条例第 22 号）」
- (10) 「新潟県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する年基準を定める条例（平成 27 年 3 月 31 日 新潟県条例第 21 号）」
- (11) 「新潟県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 27 年 3 月 31 日 新潟県条例第 17 号）」
- (12) 「新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成 27 年 3 月 31 日 新潟県条例第 19 号）」
- (13) 「十日町市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 3 年 3 月 22 日 十日町市条例第 37 号）」
- (14) 「十日町市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 30 年 3 月 22 日 十日町市条例第 34 号）」
- (15) 「十日町市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 30 年 3 月 22 日 条例第 36 号）」
- (16) 「十日町市介護予防・日常生活支援総合事業実施の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成 29 年 3 月 28 日 告示第 76 号）」
- (17) 「介護保険施設等における事故の報告様式等について」（令和 3 年 3 月 19 日付け、老高発 0319 第 1 号、老認発 0319 第 1 号、老老発 0319 第 1 号、高齢労働省老健局高齢者支援課長、認知症施策・地域介護推進課長、老人保健課長連名通知）
- (18) 「高齢者施設等における事故報告の取扱いについて（通知）」（令和 3 年 4 月 12 日付け高齢第 66 号 新潟県福祉保健部高齢福祉保健課長通知）

附則

このガイドラインは、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附則

このガイドラインは、令和 5 年 9 月 13 日から施行する。